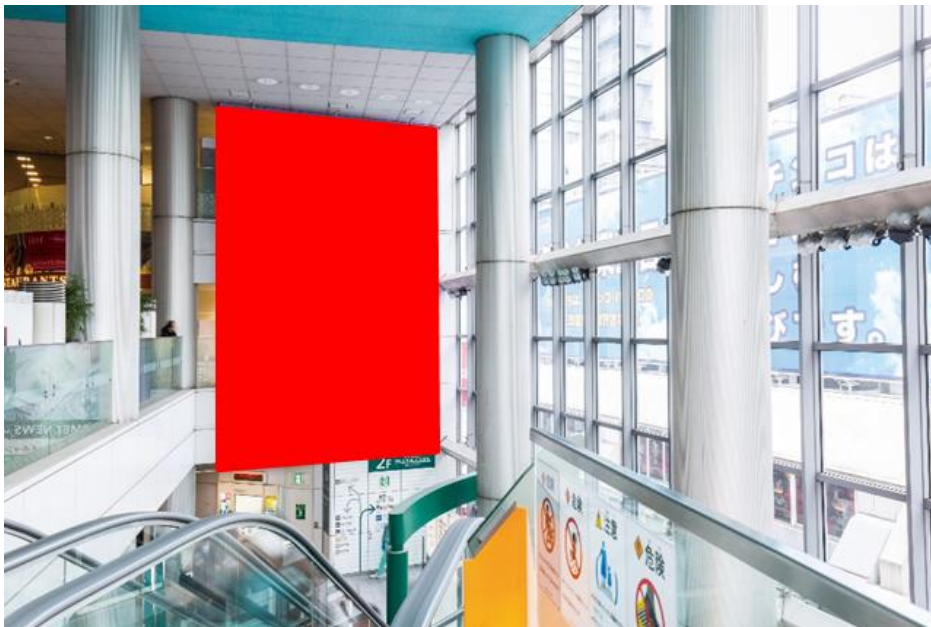
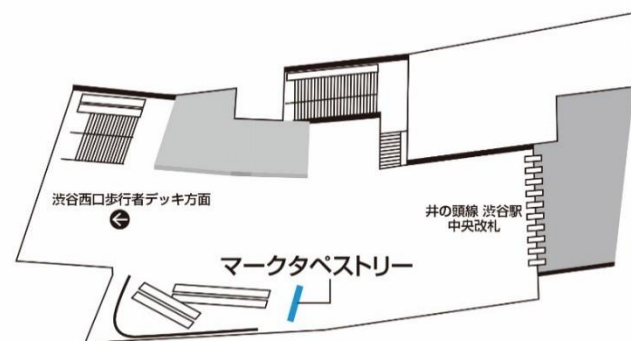




媒体名称ga	渋谷マークシティ マークタペストリー
媒体所在地	東京都渋谷区道玄坂1丁目12-1 渋谷マークシティイーストモール1階
広告料金 (税別)	¥2,000,000-/1週間 ※製作・取付・撤去費込み
サイズ (H×W)	H8,650×W5,600mm ※片面
仕様	ターボリン
開始日	月曜日スタート
申し込み	掲出開始月5ヶ月前第1営業日に早期大型キャンペーン申込締切、 4ヶ月前第1営業日にキャンペーン申込締切。 調整後決定、翌営業日以降決定優先。
入稿	26日前データ入稿
備考	・吊下げ式のため、一部たわみ・しわが生じますのでご了承ください。 ・施設による事前のクライアント、掲出内容の審査があります。 ・広告物の製作・取付撤去作業は株式会社マークシティが行います。



■マークシティ 広告掲出基準 (広告掲出の基本概念)

1.基本要項

- ①広告は、生活者(購入者、利用者、一般大衆等)に対する情報の提供である。
- ②情報は、適切かつ節度をもって提供しなければならない。
- ③不特定多数が、利用するスペースに掲出する広告として、それにふさわしい品位をもってものでなければいけない。

2.消費者保護の観点から

- ①広告を見て行動する消費者に対して適切な表現か。
- ②消費者に不利益になることはないか。
- ③誇大な表現、故意に誤解をさせる表示はないか。
- ④商品・サービス内容・掲出企業が、社会的に適切か。

3.青少年保護の観点から

- ①暴力団や殺人その他反社会的な事柄を容認・助長する表現はないか。
- ②性について露骨、卑猥な表現はないか。

4.公共の複合施設として

- ①特定の政治宣伝、宗教宣伝を主目的としていないか。
- ②人権侵害、名誉毀損の恐れはないか。

5.公正競争規約に照合して

- ①薬品、不動産その他各種の公正競争規約に抵触しないか。

6.各種法律に照合して

- ①医薬法、薬事法、不当景品類及び不当表示防止法等に違反していないか。
- ②法律で認められていない商品やサービスでないか。

7.その他社会的に適切かどうか

- ①暴力や投機をあおる恐れはないか。
- ②社会不安や不快な念をもたらさないか。

8.その他の掲出制限

広告主の行為が社会問題となり、新聞等に報道された場合、または広告主と反社会的勢力との関連が判明した場合には、当該広告主の広告は掲出しない。また掲出期間中であっても、これを打切ることがある。

その他TOKYU OOH掲出規則に準じる。

■掲出不可広告

- パチンコ店。
- 雀荘等。
- ホテル。
- 旅行。
- 流通。
- 病院。
- 理容・美容業。
- 金融業。
- 結婚式場。
- 求人。
- 霊園。
- 百貨店・小売業。
- その他、渋谷マークシティが不適切と判断する広告主および内容。
- その他TOKYU OOH掲出規則に準じる。